

第2期安城市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（12月1日号）及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 子育て支援課窓口、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ内）、あんステップ♪、保健センター、文化センター及び各地区公民館、青少年の家、東祥アリーナ安城（市体育館）、社会福祉会館及び各福祉センター、あんぱ〜く及び各地区子育て支援センター、市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・通学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している
①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メールで子育て支援課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 1名
 - (2) 意見総数 1件
 - (3) 提出方法 電子メール1件
 - (4) 結果の公表 広報あんじょう（3月1日号）、子育て支援課、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ内）、あんステップ♪、保健センター、文化センター及び各地区公民館、青少年の家、東祥アリーナ安城（市体育館）、社会福祉会館及び各福祉センター、あんぱ〜く及び各地区子育て支援センター、市公式ウェブサイトにも掲載
-

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの (0件)
 B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの (0件)
 C：現行案とおりとしたもの (1件)
 D：案に関連する質問など (0件)

3 提出された意見及び市の考え方について

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	第4章 具体的な施策 方針5 「支援を必要とする子どもや保護者への対策」 (P46)	<p>子ども・子育て支援事業計画と障害児福祉計画は、紐付けされており、すべての子にこの計画が該当すると認識しています。(P5)</p> <p>計画内には、共働き家庭環境を充実させる為の色々な保育サービス方針が示されています。(P34)</p> <p>しかし、P34以降の計画を見ても、発達支援事業に通園してる子や家庭に対しての内容はありません。この記載だと、計画内の共働きに対する支援制度の整備は、発達支援事業に通園している子がいる家庭は除外されていることになると思います。意図的に除外しているなら、「除外している」と明記するべきです。また、課題があって除外してるのであれば、現状・課題を記載すべきです。(P46 方針5)</p> <p>発達支援事業に通園してる子や家庭について、何も記載がないことをとても疑問に感じますし、絶対に何かしら記載すべきだと思います。</p>	<p>本市では、安城市総合計画で中長期な全ての計画の基本となる指針を示し、各分野の詳細な状況や実施事業については、それぞれの個別計画を策定しています。</p> <p>第2期安城市子ども・子育て支援事業計画は、国の法律や指針に基づき、幼児教育・保育の提供体制と地域子ども・子育て支援事業の総合的、計画的な実施等について掲載しています。</p> <p>共働き家庭を含め、様々な支援が必要な家庭を踏まえ、35ページの(5)支援を必要とする子どもや保護者への対策に「発達障害をはじめとする障害児に対する適切な支援を安定的に提供できるよう民間活力を導入した施設整備を促進し、虐待を未然に防ぐため関係機関との情報交換、連携の強化を図るなど、支援が必要な子どもや保護者への対策を推進します。」と掲載しております。</p> <p>なお、児童発達支援等の障害児通所支援体制については、「安城市障害者計画」が策定されており、現在策定中の次期計画においてニーズ等を踏まえて検討しています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>	C